

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和4年度

社会福祉法人 コスモス福祉会
港北コスモス保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	港北コスモス保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	脇山 祐治
定員(利用人数):	60名(利用者62名)
所在地:	〒223-0058 横浜市港北区新吉田東5-78-24
TEL/FAX:	TEL:045-716-8297 / FAX:045-716-8298
ホームページ:	https://cosmosfukushikai.com/
開設年月日:	2012年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 コスモス福祉会

職員数	常勤/非常勤	常勤:15名	非常勤:9名
	専門職員(名称)	保育士:16名	子育て支援員:1名 栄養士:3名 調理師:2名

施設状況

保育室:5室	トイレ:4ヶ所
調理室:1ヶ所	事務室:1室 支援室:1 ホール:1
園庭:有	

③理念・基本方針

○理念
 ・子どもたちの幸せを願い、愛情豊かな関わりの中から世の中を直視できる子どもの育みを大切にします。
 ・保護者及び地域との連携を重んじ、子どもたちが安全且つ安心できる環境下でのびのびとした時間が過ごせる保育づくりを目指します。

○保育方針
 ●3つの心を大切に考える保育
 ・人を思いやる心・仲間を大切に作る心・礼儀を重んじる心
 ●自立心の芽生え
 ・自分を表現でき、自分で考え行動できる子どもを育てます
 ●規範意識の育み
 ・善悪の判断ができ、世の中のルールに順応できる子どもの育みを大切にします。
 ●あらゆる世界観の芽生え
 ・様々な世界に順応でき、あらゆる問題や困難と直面したときでも自分の考えで乗り越える精神力の育ちを支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組

当法人はめまぐるしく変化する国際社会の中で、未来を見据え資源のない国に生まれた子どもたちに何を残すべきかを考え、それぞれの子どもたちが、自分自身のアイデンティティを持ち、自分の言葉でしっかりと自分の意見が述べられる力、すなわち国際人として生きる力をつける為の手助けをすることが、我々の使命と考えます。そして、その使命実現の為、職員全員で心を込めて法人の目指す保育を実践します。

そこで日常の保育では、常に子どもたちが、受け身にならないよう子どもたちが「考える」ような言葉掛けを意識し、保育を行っています。

また2才から英語、3才からダンス、4才からヴァイオリンクラスがあり、早い時期から専門のプロの講師による本物体験を無料で行うことにより全ての子どもたちが色々な自己表現を学ぶ機会が持てるようにしています。

姉妹園との交流や歩いて行けない公園に行き、世界観を広げることが、園バスを利用する事によって実現できています。

多様な年齢層の保育士による、園内の公開保育で、お互いの保育を見せ合い自然に個々の保育を振り返り、他者の保育から学び各自が成長できるシステム作りができています。また、各ミーティングや話し合いを通して保育士自身が自分の意見を言い易い環境も合わせて構築されることによって、保育士も受け身ではなく自分から発言したり、発信できるような組織作りが行われています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和4年9月1日

訪問調査日：令和5年1月24日

評価結果確定日：令和5年3月31日

受審回数(前回の時期)

1回(前回：2016年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)生活と遊びが豊かに展開される保育活動を行っています

2歳児クラスからの英語、フィジカル、3歳児クラス以上のダンス、4歳児クラスからのバイオリンと多彩な活動を取り入れています。英語、ダンス、バイオリンは専門の講師を招き、年齢の早い時期から本物を体験する機会を取り入れ、情操教育に生かしています。コロナ禍で一部中止にしている取組もありますが、高齢者施設、他園や小学生との交流、大型ショッピングセンターでの買い物体験、消防署や警察署との関わり、環境資源局による環境学習、プロのサッカーチーム選手との交流などさまざまな体験を行っています。子どもたちは地域の人に接する機会、社会体験が得られる機会が多くあり、生活と遊びが豊かに展開されるような取組が行われています。

2)子どもの気持ちや欲求を受け止める保育を実践しています

法人の共通の理念の1つとして「子どもたちの幸せを願い、愛情豊かななかかわりの中から世の中を直視できる子どもの育みを大切にします」を掲げており、職員はそれを理解し、子どもの気持ちや欲求を受け止めています。各クラスが閉鎖的にならないように、お互いに協力し合っています。子どもの活動時は無理強いせず、教えるのではなく、自ら興味を持って取り組むことができるように本人の意思を尊重しています。子どもを受容する保育のために、毎月人権に関するリストでセルフチェックを行っています。集計をとり、職員間で共有し確認しながら保育を実践しています。

3)地域福祉の向上に取り組んでいます

地域福祉の向上を目的とした「港北コスモス保育園育児支援事業のお知らせ」の年間計画を立てています。子育て支援専門員を配置し、育児講座、乳児リトミック、園庭開放、交流保育、ベビーステーションなどの園の専門性を生かした取組を積極的に展開しています。横浜市の待機児童対策として1、2歳児を期間限定で受け入れる事業に協力しています。福祉ニーズについては育児支援事業参加者から直接聞く機会があるほか、園見学者へのアンケートからも把握できています。

4)苦情対応の仕組みについて周知方法の検討が期待されます

保護者からの要望や苦情について対応する体制を整備しています。入園・進級のしおり（重要事項説明書）に苦情解決の仕組みについて記載し、保護者に対して入園時に説明していますが、利用者調査の結果から保護者に十分伝わっていないことが見受けられます。今後は周知方法を再度検討し、保護者理解が得られる工夫が期待されます。

5)保護者とのコミュニケーションの充実が期待されます

コロナ禍の影響で、日々の送迎場所が制限されていることもあり、保護者とクラス担任等とのコミュニケーションが十分にとれていない状況があるようです。コロナが収束していく過程において、コミュニケーションの機会や時間を増やすなど、保護者と園との関りを深めることが期待されます。子どものことで気になることがあった場合の伝え方等をさらに工夫して、信頼関係を深めていくことが望まれます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

前回は2016年で開園してから3、4年目の時期でやっと少しずつではありますが、日が安定しつつある兆しが見え始めた頃でした。途中保育所保育指針の改定や働き方改革等で、保育園の運営そのものが変わらざるを得ない中、多くのミーティングで振り返りや学びから見直しや改善を行うことで今回2回目の受審では園の運営方針、保育方針も定着してきたと感じています。但し様々な設問の回答結果から保護者の方々や職員へも多くの機会を考えて発信していたのですが、今回の回答結果に繋がっておらず更なる努力が必要であると感じずにはいられませんでした。

当法人は保育所をサービス業とは考えていません。保護者の方々とは子育てのパートナーとして「子どもの最善の利益」を考え専門職としてアドバイスをしたりサポートすることが私たちの役目と考えています。

しかし、前回の第三者評価でもコメントしましたが、この第三者評価が社会福祉施設というひとくくりの中で介護施設と保育者が同じ設問であるのは、正しい評価には繋がらないと思いますので施設の用途に合った評価基準を考えてほしいと思います。

受審後、今回もまた、たくさんの気づきや改善をすることができました事を最後にお伝えいたします。そして今回フィールズ様を通じて、きめ細やかな評価をしていただけましたことを心から感謝いたします。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- I-1 理念・基本方針
- I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念、保育目標、基本方針はパンフレット、「入園・進級のしおり(重要事項説明書)」、ホームページ等に記載しており、園内にも掲示し周知しています。職員は「入園・進級のしおり」を携帯し、理念や方針等の内容や意義について把握に努めると共に、園内研修やミーティング等を通じて理解を深めています。園では、常に子どもたちが何を求め、何ができるかを考えながら、国際人として生きる力をつけるための保育の実現を使命として捉え、保護者に対して入園時・進級時、懇談会等で説明しています。しかし保護者の周知状況が十分ではありません。更なる取組が期待されます。

- I-2 経営状況の把握
- I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

事業経営に関する内容は園長、主任が行う幹部ミーティングで把握・分析に努めています。社会福祉事業の動向については他法人の動き等を含めて分析し、中・長期事業計画に反映して具体的な目標を設定して取り組んでいます。保育コスト分析は月次試算表で行い、保育利用者の推移等はシステム内でデータ管理し分析しています。

第三者評価結果

3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
 - ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

経営状況について定期的に法人理事会で予算書・決算書で確認しています。支援が必要な園児が増加する傾向にあり、必要なケアの組織体制が求められています。保護者に気になる点を常日頃から正確に伝え、必要に応じて特別支援や加配等の手続きを行政に申請しています。人材育成に関しては、外部研修だけでなく、公開保育や映像を利用した保育クラスの振り返り、姉妹園との保育士交流、リハビリセンターとの連携等を図り、保育の質の向上に努めています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
 - ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
 - イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

社会福祉法人聖会をルーツに横浜市に特化した保育事業としてコスモス福祉会を設立し、現在中期計画として3ヶ年(第一期)計画と収支計画書を策定しています。①経営組織面では法人機能の充実・強化②事業管理面では子ども及び保護者とパートナー協力の充実③財務管理面では的確な経営状況の把握④人事管理面では職員の質の向上等を掲げて取り組んでいます。中期計画を策定して2年目であるため、まだ計画の見直しは行っていませんが、現行の中期計画の実施状況等を踏まえて次期中期計画を策定する方針です。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中期計画の内容を反映した単年度の事業計画を策定しています。単年度の事業計画は法人の保育理念や保育目標を基に、保育の全体計画を作成し具体的な保育目標、園児の健康管理、給食、障害児保育、安全対策、虐待の防止及び早期発見、保護者との連携(保護者支援)、管理業務等に対する取組について、考え方を明確にし具体的な内容を掲げています。また年間の会議や研修計画も作成しています。行政の定例監査では先行きへのビジョンに基づいた保育事業への取組が評価されています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は職員等や外部の信頼できるコンサルタントの意見を取り入れながら、前年度の事業報告を踏まえて、園長、統括園長、主任、各リーダー等による幹部会議で取りまとめて策定しています。保育に関しては年2回実施している職員の自己評価の結果を反映させています。策定した事業計画は、職員ミーティングや非常勤職員ミーティングで周知しています。

第三者評価結果

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の内容や実績については、年2回実施している保護者懇親会でクラス担任から説明しています。連絡帳や情報通信アプリケーションも活用して周知しています。行事計画や地域交流に加え、園バスの利用方法、遮光ネットの使用等細やかな情報や計画の背景にある考え方なども含めて丁寧に伝えています。事業計画は園のホームページにも公開しています。事業計画について、保護者へ工夫して伝えることが必要と認識しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育士の育成・専門知識の習得は、園内研修・外部研修を通じて取り組んでいます。保育について、職員は年2回、非常勤職員は年1回自己評価を実施し、振り返りを行っています。外部の専門家による保育の評価も実施しています。現場での保育内容については、主任を中心に乳児リーダー、幼児リーダー、クラス担任、非常勤職員がミーティング等を通じてPDCAサイクルの実践に取り組んでいます。第三者評価の受審は中期事業計画に組み入れ、職員が自己評価を行う過程でPDCAサイクルを意識し、保育の質の向上に繋げていく方針です。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

職員一人ひとりの自己評価に基づき、取り組むべき課題を把握し改善に取り組んでいます。自己評価結果は、ホームページに公表しています。問題点や改善点を職員間で共有し、必要なことは職員会議で解決策や改善策等を議案として話し合い、改善に取り組んでいます。現法人としての運営は今年度からスタートしており、さらに園の課題や改善点について明確にしていく方針です。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長の役割・責任については、運営規程、組織図、保育業務分担表等に明文化されています。園の最高責任者として職員に表明し、職員会議や園内研修等でイニシアティブを取り、職員との信頼関係を築くよう努めています。園長不在時のマニュアルを策定し、主任、リーダーが権限委任を受けて園の安全な運営を確保できる体制を整えています。

第三者評価結果

11

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
 b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
 c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は港北区の園長会、横浜市の園長研修会に出席し、保育園を取り巻く社会情勢や環境への配慮等に関する情報の収集に努め、提携している弁護士、社会保険労務士、公認会計士からもアドバイスを受け、必要な知識を得ています。職員に対しては、園内研修を行うと共に、年度末に実施する自己評価の中に法令遵守に関する項目を設けて、職員の理解度を把握しています。また、横浜市では、環境に配慮した保育所の整備を進めています。環境にやさしい保育所作りを積極的に行った園には「よこはまエコ保育所」として認証を行っており、園はその認証を得ています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
 エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園は保護者の良きパートナーとして連携し、子育て支援や保護者への保育支援に取り組み、全職員で保育の質の向上に向けて取り組んでいます。園長は現場を見て回り、年間指導計画、月案、週案、保育日誌等を確認し、保育理念・保育方針や園が目指している「子ども達が考えるような言葉掛けを意識した保育」等の実践に努めています。また、幼児クラスの子どもを集めて朝礼を実施し、園長がいろいろな話や思いを語り伝えています。

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

経営の改善や業務の実効性を高めるために、保育事業に詳しい社会保険労務士にアドバイスを受けながら実践しています。常に職員の意見を聞くことを大事にし、働きやすい環境づくりに努めています。年間行事の見直しを行い就労時間内に行えることを目指したり、職員の休憩時間の確保や仕事の持ち帰りをやめて、時間外労働にならないように取り組んでいます。保育士の負担を減らすため、配慮の必要な子どもに対しては時間をかけて特別支援や加配職員がつくよう園長が中心になって取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 - イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
 - ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
 - エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園の運営に必要な人材や人員体制については常勤と非常勤の割合や年齢層のバランスを考えながら、配置基準を超える職員体制を構築しています。必要な人材確保するため、大学・短大・専門学校や法人のホームページに求人情報を掲載したり、就職説明会にも参加しています。安定した人材確保・定着化を図るため、結婚や出産、子育てしながら働けるよう環境を整えています。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
 - イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
 - ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
 - エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
 - オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
 - カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい

<コメント>

園の期待する職員像として、こどもが大好きで正直でコツコツ努力し、マイナスの報告ができる人を掲げています。人事制度では人材能力判断基準表に基づき、新任・中堅・指導層の役割分担責任を明確に職員に周知しています。年2回実施している自己評価を基に職員と面談し目標達成状況を評価すると共に、社会保険労務士等専門家のアドバイスを受けて、職員の他者評価、相互評価、上席評価制度を取り入れて総合的な評価を実施し、賞与・昇給・昇格に連動させ、職員のモチベーションの向上を図っています。職員の処遇の水準や評価方法について社会保険労務士等に相談しながら、更に周知する努力をしています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は年2回の個人面談を行い、職員の意向の把握に努めています。園長や主任は日頃から相談しやすい環境づくりに努め、個人面談や日々の会話等で職員の満足度や意向、家庭の状況、健康状態などを把握し、出来る限り職員の希望に沿う対応をしています。年度末に就業の意向を聞き、時短勤務の希望がある場合は時短勤務の労働契約を結ぶことで個々のケースに対応しています。産休、育休、時短を利用した職員の現場復帰等を推進し、働きやすい職場環境づくりを進めていく方針です。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

職員の育成については、園内研修や外部研修に取り組んでいます。職員一人ひとりとのコミュニケーションを大切にし、面談の機会を多く持つようにしています。職員から出された問題点や反省等を聞き、知識、経験、性格、力量に応じて目標を設定するようサポートしています。保育のなかでピアノ、リトミック等職員の得意分野を生かせるような場面があります。今後はさらにコミュニケーション方法等を工夫し、職員自身が設定した目標の達成ができるように、更にサポートしていきます。

第三者評価結果

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。

- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

職員が研修や自己研鑽を通じて保育の専門性を高めると共に、職員間で知識の共有を図り、協働性を高めるための環境づくりを目指しています。園内研修は年間計画を作成し、毎月実施しています。キャリアアップ研修や外部研修を積極的に取り入れ、専門技術の向上に努めています。実施した研修内容については、職員会議等で繰り返し伝え、園が目指す保育の実践に取り組んでいます。

第三者評価結果

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は日々保育の現場を回り、職員の自己評価や週案を確認し、職員の保育の姿勢や知識・スキルのレベルの把握に努めています。全職員が園内研修に参加し必要とする知識や技術を学び合っています。また、横浜市など行政から届く外部研修の案内を職員に回覧して希望を聞いています。日々の業務が多いため、希望どおりに参加できないこともありますが、園として有益な研修は必ずいけるように配慮しています。キャリアアップ研修の講座への参加を呼び掛け、職員のスキルアップを図っています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。

- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>
 実習生等の受け入れについてはマニュアルを整備し、積極的に対応しています。実習生の受け入れ窓口は主任が担い、育成はクラス担任、各リーダーが担当しています。実習生の受け入れは職員が若い人を指導したり、子どもたちにとっても外部の人との交流につながって良い効果が得られています。コロナ禍で計画していた実習生の受け入れが中止になるなど、直近での実績はありません。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>
 ホームページやパンフレットに法人の理念、保育方針、保育内容等を記載し、情報公開しています。平成28年度に第三者評価を受審し、その内容を公表しています。法人ホームページには、財務情報や苦情・相談内容に関する対応状況について掲載しています。地域福祉向上のために取り組んでいる園庭開放や離乳食講座等、子育て支援事業のチラシを作成し、地域の人に配布しています。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。

- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

事務長を中心に事務職員が適切な事務・経理取引等を行っています。公認会計士による外部監査を実施し事務、経理、取引の透明性について確認しています。弁護士、社会保険労務士等、外部の専門家を活用し、保育事業について幅広いアドバイスを受け適切な事業運営に取り組んでいます。令和3年10月の市の監査でも適切な経営・運営がされているとの評価を得ています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画に子育て支援や小学校との連携など地域との関わりについて明示しています。コロナ禍以前は高齢者施設訪問、小学校交流などを行っていましたが、現在は控えています。コロナ禍でも他園との5歳児交流会、園バスを使い系列園児との交流、プロのサッカーチームとの交流など、できる範囲での交流は継続しています。保護者には地域で受けられる支援施設や地域イベントのお知らせなどの情報提供をしています。

第三者評価結果

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 - b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 - c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。

- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

＜コメント＞

「ボランティア受入」マニュアルがあり、受け入れに関する基本姿勢を明文化しています。地域の学校教育等への協力は全体的な計画の中で示しています。これまで毎年中学生の体験学習を積極的に受け入れ、子どもたちとの交流を図ってきました。ボランティア終了後の感想や意見は保育の質の向上や園運営に役立っていますが、コロナ禍で現在訪問は中止にしています。収束後の再開が望まれます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞

地域の関係機関や医療機関のリストを作り、事務所に掲示して職員に周知しています。幼保小連絡会には5歳児のクラス担任が参加し、就学に向けた話し合いをしています。子どもの発達に関しては横浜市総合リハビリセンター担当者による巡回訪問でケース会議を行い、対応方法を検討しています。園から港北消防団企業消防団向け地域消防隊員を2名任命し、貢献しています。子どもを含め、要保護家庭については港北区子ども家庭支援課や横浜市北部児童相談所と連携を図る体制があります。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

地域の施設長会議や幼保小連絡会に参加しています。園の第三者委員が地域の民生委員でもあり、園長と話をする機会を設け、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。また、園で実施している育児講座、園庭開放、交流保育等子育て支援事業参加者から直に感想やニーズを聞く機会があるほか、園見学者へのアンケートからも把握できています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

子育て支援専門員を配置しています。「港北コスモス保育園育児支援事業のお知らせ」として年間計画を立て、育児講座、乳児リトミック、園庭開放、交流保育、ベビーステーションなど園の専門性を生かした取組を積極的に実施しています。横浜市の待機児童対策として1、2歳児を期間限定で受け入れる事業に協力しています。地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人々、住民の安全・安心のための備えや支援を想定し、地域の人々も利用できるよう備蓄品を用意しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

理念、方針、目標を明示し、子どもが自分で考えて行動できる力を育み、保護者、地域との連携の下、子どもが安全な環境で安心してのびのびと過ごせる保育を目指しています。それを「全体的な計画」に反映し、年間カリキュラム、月案、週日案等で各クラスの保育を振り返り評価しています。指導計画には相手の気持ちにたってやりとりの仕方を考えたり、思いやりのある行動について考える経験を積み重ねるなど子どもの心を育て援助していくことが記されています。また、毎月の人権に関するセルフチェックによる振り返りや園内研修を行い、意識向上を図っています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

令和4年度マニュアル内にプライバシー保護に関する記載があり、具体的な場面を想定した内容になっています。幼児トイレにはドアを設置し、着替えやおむつ替えの際はカーテンを閉めたり、目隠しのスペースを作っています。保育室内で子どもの状況に応じて一人で落ち着いてプライバシーを守るように、パーテーションで囲うなど配慮をしています。保護者には子どもの写真の取り扱いについてなど、毎年署名・捺印を得て更新をしています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 エ 見学等の希望に対応している。
 オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

パンフレットは園の概要をわかりやすく記載しています。ホームページには保育理念、保育方針、保育目標をはじめ園で大切にしている考え方や特長を載せています。利用希望者に対しては定期的に見学会を開催し、パンフレットを渡して基本方針や保育内容を丁寧に説明しています。見学者には「園見学アンケート」を実施し、園としてよりよい情報提供が出来るよう努めると共に、見学者の意見を取り入れる機会として活用しています。港北区「にこにこ広場」に参加し、利用希望者にはパンフレットを配布したり、園の写真を掲示して雰囲気などを伝えています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園前に「入園・進級のしおり(重要事項説明書)」を配布して個別面談を行い、運営に関する基本方針、保育内容、利用料金、一日の保育の流れ、緊急時における対応等を説明し、保護者の質問や意向を確認の上、同意書を貰っています。保育内容に変更があった場合はその都度書面等による説明を行い、改めて同意書を差し入れて貰っています。特に配慮が必要な保護者への説明も丁寧に実施しています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

利用途中で園を変更する場合、個人情報保護の観点から転園先へ引き継ぎ文書を渡すことは原則実施していません。要請があった場合には保護者の同意を得て個別に対応することとしています。在園中より保護者との関係性を大切に、卒園した後も保護者や子どもが気軽に相談できるよう主任が窓口となり対応しています。今後は、利用終了後の相談方法や窓口などを文書化して配付することが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育のなかで、子どもの表情や言葉、行動から子どもの思いや意向を汲み取り、子どもの満足を把握するように努めています。保護者に対しては、個別面談、保護者懇談会の機会を設けたり、クリスマス発表会、運動会、保育参加等保護者が参加する行事の後にアンケートを実施し、保護者の意向や満足度の把握に努めています。アンケート結果を分析して、その内容を職員に周知し、今後の保育に役立て、保育の質の向上に繋げています。要望のある親子遠足等の対外活動の実施はコロナ禍であり、園バスの利用をやめて、現地集合、現地解散する方式で計画しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の対応については「苦情対応マニュアル」を策定しており、苦情対応解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任が務め、第三者委員も設置しています。苦情対応については、利用者の権利擁護・客観性・適正性の確保に努め、苦情内容は園の運営の改善に繋げています。保護者に対しては「入園・進級のしおり(重要事項説明書)」の中に苦情対応について記載し、入園説明会で説明を行い、園の受付にも苦情解決体制について掲示していますが、さらに苦情対応について浸透させるよう周知方法を工夫することが望まれます。

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

子どもの送迎時や連絡帳アプリを通して、些細なことでも保護者が相談したり意見を述べたりできる環境の整備に努めています。園内に保護者が意見を伝えやすいよう意見箱を設置しています。相談は周囲を気にせず相談できるスペースの確保等の環境に配慮しています。保護者へのお知らせ等には「遠慮なくご相談ください」の一文を入れていますが、さらに相談や意見が述べやすいような環境づくりに取り組んでいくことが望まれます。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者との個人面談の記録に、保護者からの意見、要望、相談を記載し職員会議等で内容を検討し個別に対応しています。保護者から相談を受けた時はできるだけ早く返答できるように心掛けています。検討に時間を要する場合には、その都度保護者に進捗状況を伝えています。保護者からの意見等について園全体の運営に関わる件については内容を精査し、マニュアルの見直し等に反映させています。さらに保護者からの相談と意見の傾聴に努め、信頼関係を深めていくことが望まれます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントに関する責任者は園長が務め、事故防止・対応マニュアルを策定しています。主任やリーダーを中心に「安全チェックリスト」に基づき、各クラスの設備、遊具、備品の安全チェックを実施しています。危険箇所については予防策を考え対策を講じています。玄関から2階への大きな階段には幼児用の手すりが備えられてあり、開設以来、階段での怪我などの事故はありません。各クラスにはヒヤリハット記録があり、職員は子どもの怪我防止のための気づきを職員会議で話し合い、事故防止や安全確保に取り組んでいます。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策の責任者は園長が務め、対応マニュアルを作成し園内研修等を通じて全職員に周知徹底しています。コロナウィルスに対しては、園長・主任を中心として、子どもの受け入れ時の対応、手指の消毒、靴の消毒、検温、パーテーションの設置、職員の黙食等、感染予防対策を実施しています。行政等からの最新情報を取り入れながら予防に取り組んでいます。園の消毒には次亜塩素酸水を用いています。感染症の対応マニュアルは年に一度見直しています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害対応マニュアルを策定しており、毎月、地震、火事、洪水等の避難訓練を実施し、写真付きの避難訓練記録を作成しています。災害時における緊急避難場所、保護者との連絡方法、災害用伝言ダイヤルについては入園・進級のしおりに記載し、保護者に周知徹底しています。毎月避難訓練を実施し、年2回災害伝言マニュアル訓練を行い、いざという時に備えています。消防署、警察や近隣の小学校とも連携を図り、災害に備えています。食料や備蓄の確認も年1回実施し、備蓄品内容については保護者にも伝えています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

標準的な実施方法は、各種マニュアル、運営規定、全体的な計画等の中に文書化し、子どもの尊重を第一に考え、個人情報保護や権利擁護に関する姿勢を明記しています。各種マニュアルは各人で確認し、個別のキャリアアップ研修や園内研修で年齢別の配慮や対応について学び、再確認しています。また、マニュアルに基づいた適切な対応ができるよう、各種訓練を行っています。その日の子どもの姿や興味に応じて、柔軟な保育を展開しており、画一的な保育内容にはなっていません。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

法人が作成をしたマニュアルは職員の意見を取り入れながら毎年見直しをしています。改訂があった場合は法人から示され、ミーティング等で確認する時間を設けて周知しています。保育の内容の見直しについてはPDCAサイクル(計画の作成→実施→評価→見直し)で検討しています。連絡アプリケーション、意見箱、懇談会、個別面談、行事後や引き取り訓練後のアンケートなど、保護者から寄せられた意向や意見を計画に反映するようにしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画を作成する際には、他のクラスの職員や栄養士、調理師など様々な職種の職員から得た意見や情報も取り入れて作成しています。個別の指導計画は子ども一人ひとりの発達や保護者の意向を取り入れ、計画の中で明示しています。障害のある子どもの個別の指導計画を作成する際は、必要に応じて港北区子ども家庭支援課や横浜市総合リハビリセンター等の助言を得たりしています。その他、「気になる子どもの記録」というファイルを作り、その子どもを取り巻く家庭環境について知り得た情報を記録しています。保護者が精神的に安定することにも配慮し、保護者に寄り添い、共に子育てをしていられるようにしています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

入園時の提出書類及び入園前の面談で子どもの保育に必要な個別事情や保護者の意向を法人所定の様式に記録し、把握しています。入園後は連絡アプリケーション配信、日頃の会話、個別面談等で把握していきます。コロナ禍で計画通りにいかない時は柔軟に変更しています。子どもの発達や活動の様子の子の状況把握を常に行い、今後の子どもの育ちや保育の質の向上に結び付くようにしています。職員は自己の保育実践の振り返り・評価を指導計画に記載し、気づきや課題を次期計画に反映させています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

法人が定める様式を用いて子ども一人ひとりの発達状況や生活状況を経過記録として半年ごとに記載をしています。0～2歳児クラスは個別の指導計画があり、日誌・個別の連絡アプリケーション配信・月間指導計画等で子どもの姿や職員の援助内容が確認できます。小学校に送る保育所児童保育要録については横浜市の書き方の周知文を参考に作成しています。また、必要な情報が全職員に的確に届くよう、各種ミーティング、コスモス伝言、職員用連絡アプリケーション配信により周知・共有をしています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

用紙で管理している子どもの記録、クラスで使用する記録のためのパソコンやタブレットは日々事務所の鍵のかかる書庫で保管しています。保存や廃棄、提供については個人情報保護規定に従い適正に扱っています。職員は入職前のオリエンテーションで個人情報を含む情報の適正な取り扱いの重要性について説明を受け、理解しています。パソコンを使用するのは正職員のみとしています。保護者には個人情報の取り扱いを含む入園・進級のしおりを毎年配付し、署名・捺印を得て更新をしています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、法人内2園共通の様式で、児童福祉法、保育所保育指針、園の理念・方針、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10項目を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しています。加えて子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、環境への配慮、地域との交流などを考慮しながら作成しています。計画の作成は園長・主任が行いますが、全職員が目を通しています。横浜市の監査を通じ、養護の項目の書き方、長時間保育の配慮などの助言を生かしています。全体的な計画の見直しを踏まえ、当該年度の指導計画や保育等に反映していますが、まだ園全体として生かききれていない部分があると感じています。今後の取組が期待されます。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育室内の温湿度はコスモス伝言やブレスチェック表に記録しています。窓を開けての換気、空気清浄機、加湿器の設置、扇風機やサーキュレーターで空気の流れを作っています。保育室窓から十分な採光が得られます。日々の清掃はその日の担当を決めて行き、清潔な状態を保つようにしています。安全チェック・ヒヤリハットの確認を行い、園内を日々消毒し、衛生面にも気を配っています。土曜日は抗菌の機械を使った玩具消毒をしています。その他、主任が全体を見る安全点検も行っています。建物の経年劣化に伴い床の張替えをしています。午睡時は3歳児以上は簡易ベッドを使用しており、衛生面で管理がしやすくなっています。0～2歳児は布団ですが通気性が良い素材を使用しています。敷物、棚、机などのほか、廊下や1階エントランスを利用して生活動線、生活空間の確保を工夫しています。トイレ設備の臭い対策のため、窓を開けたり、24時間換気をしています。便器の大きさ、手洗い場など子どもの使い勝手に配慮した造りになっています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時の保護者からの提出書類や個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の間での関わり、観察、送迎時の保護者とのやりとりなどからも子どもを把握し、十分尊重しています。法人の共通の理念の1つとして「子どもたちの幸せを願い、愛情豊かななかかわりの中から世の中を直視できる子どもの育みを大切にします」を掲げており、職員はそれを理解し、子どもの気持ちや欲求を受け止めています。各クラスが閉鎖的にならないよう、お互い協力し合っています。気になることがあった時は園長や主任が応援に入ったり、設置している防犯カメラの記録を確認することで全職員が振り返りし、改善につながるようになっています。また、毎月人権に関するリストでセルフチェックを行い、自分自身の保育を振り返る機会を設けています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

法人の方針の中に、礼儀を重んじる、世の中のルールに順応できる子どもの育みを掲げており、年齢や発達に合わせ、挨拶、排泄、着脱等、基本的な生活習慣を身につけていくための援助を行っています。強制、無理強いせず、本人の意思を尊重しています。箸は3歳くらいを目安にしていますが、個別に対応しています。歯磨きは2歳児が12月頃からコロナの感染状況を見ながら再開しています。その際は子どもたちの間隔を保ちながら行っています。活動時は動と静のバランスを考えています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、年齢に応じて紙芝居や絵本など用いて理解できるように話をしたり、働きかけたりし、楽しく身につくようにしています。また、保護者には子どもの成功体験を含め園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、配付物なども利用してお知らせをしたり、家庭と連携して保育を進めています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>
 園庭での遊びや散歩先の公園などで戸外活動をしています。子どもの成長に合わせて散歩の距離や時間を延ばしたり、公園で植物や昆虫等自然と触れ合うこともしています。2歳児クラスからの英語、フィジカル、3歳児クラス以上のダンス、4歳児からのバイオリンがあり、それぞれの活動を情操教育に生かしています。室内では異年齢児と触れ合う機会も多く、遊びが広がったり社会的ルールに気づけるような関わりを心がけています。園バスを利用して三ツ池公園や岸根公園に出かけることもあります。コロナ禍で中止にしている取組もありますが、高齢者施設や他園や小学生との交流、大型ショッピングセンターでの買い物体験、消防署や警察署との関わり、環境資源局による環境学習、プロのサッカーチーム選手との交流などを行っており、園の子どもたちは地域の人に接する機会、社会体験が得られる機会が多くあります。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>
 衛生面に配慮をしながら、コーナー作り、おもちゃ・知育玩具の用意など乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。遊びと生活の場は保育室内で分けています。乳児はつかまり立ちや歩行が安定しないため、室内用帽子を被り対策をしています。子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりをしています。入園して園生活に慣れるまでの間は子どもが好む職員との丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具やおもちゃは子どもの手の届く場所に置かれ、自分で手にすることができるようにしています。ふれあい遊びやスキンシップを多く取り入れています。個別の連絡アプリケーション配信や日々の送迎時の保護者とのやりとりを通じて家庭との連携を密にし、子どもの情報共有をしています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>
 子どものペースを大切に、自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、できることからさりげなく援助しています。できたときは十分に褒めて自信や意欲につなげています。甘えたい気持ちも尊重しています。他クラスに遊びに行ったり、1階エントランスで過ごしたり、職員間で連携しながら探索活動ができるようにしています。子どもの発達に合わせておもちゃを入れ替え、遊びが広がるようにコーナーづくりをしています。全身を使って遊ぶときには、怪我につながる状況を予測し、安全に配慮しています。職員と一緒に遊んだり見守ったりしながら、友だちへの興味を大切にしています。相手の気持ちに気づくように、職員が代弁したり、思い通りにできない理由も伝えたりしています。個別の連絡アプリケーション、送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>
 幼児ミーティング等で各年齢の発達、子ども一人ひとりの姿をしっかりと見据えながら指導計画を作成しています。3歳児クラスは基本的な生活習慣が自分でできるようになってくるので「できたこと」に自信を持っています。4歳児クラスはさまざまな遊びや生活の中で友だちの思いに気づき、仲間とのつながりを深めることを目標に、一人ひとりが自分の力を発揮して過ごすことを大切にしています。5歳児クラスは集団の中で自分の意見が言えるような働きかけをしています。職員は子どもの考える力が養えるような言葉かけをしています。制作は皆で作上げる活動を取り入れたり、運動会・発表会では友だちと協力することで達成感を味わえるようにしています。日々の活動の様子は写真を添えた連絡アプリケーション配信で知らせています。その他幼保小連絡会や保育所児童保育要録で園の活動や子どもたちの育ちを伝えていきます。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園内はバリアフリー構造でエレベーターや多機能トイレを設置し、障害のある子どものハード面での環境に配慮しています。障害のある子どもにはクラスの指導計画と関連付け、個々の状況や発達過程に合わせた4半期ごとの個別指導計画を作成し、個別指導計画をもとに配慮事項を話し合い、全職員で情報共有しています。来年度からは個別日誌もつけていく予定です。保育の中ではクラスや異年齢の友だちと生活や活動を共にし、成長し合える環境にしています。リハビリセンターの定期的な巡回があり、適切な助言を得ているほか、「障がいのある子どもの保育」について外部研修を受け、必要な知識や情報を共有しています。障害を「個性」として受け留め、インクルーシブル保育を行える体制を構築することを事業計画に明記していますが、保護者への情報提供には至っていません。今後の周知の取組が望まれます。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

月案に「長時間にわたる保育」欄があり、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるよう配慮しています。子どものその日の体調や機嫌が良くない場合など職員がゆったりと関わるようにしています。年齢の違う子どもが一緒になる時は低年齢児の安全な環境に配慮しています。子ども同士の関わりも楽しめるよう、職員が必要に応じて見守ったり、仲立ちをしています。2歳児クラスまで朝おやつや昼食は規定量提供のほか、おかわりも用意しています。保護者の申し出によっては夕食に響かない程度の補食を提供しています。アレルギーのある子どもへの急な対応に備え、アレルギー用のお菓子を用意しています。子どもの状況や連絡はコスモス伝言や職員間のアプリケーション配信を使用し、口頭でも情報を引き継いでいます。保護者への伝達はコスモス伝言や引き継ぎ簿を使用しています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目があり、特に5歳児クラスはそれを意識した年間指導計画で保育を行っています。日ごろから数字や文字を取り入れたゲームを行ったり、手紙を書く機会を作ったりしていますが、教えるのではなく、自ら興味を持って取り組めるようにしています。他には1月後半から午睡をしない(子どもの様子によっては休ませる)、自分の物は自分で管理する、時間を意識し、見通しを持った行動をするなどを伝えています。小学校との連携については、コロナ禍にできることを考え、手紙のやりとりや学校見学を行っています。児童との直接の交流は控え、職員と教員と交流するなど工夫しています。保育所児童保育要録は、子どもの育ちや発達状況を的確に記録するほか、配慮事項等を記入して、子どもが就学する小学校に持参あるいは郵送しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

登園時に保護者から子どもの家庭での様子などを確認しています。職員は保護者の情報と子どもを観察することで一人ひとりの様子を把握しています。子どもの様子に変化がある場合は、迎えた時に伝え、帰宅後の家庭での様子や過ごし方などを翌日に必ず確認しています。子どもの罹患や予防接種追加状況は毎年追記してもらいます。子どもの健康に関する園の取組は、保健日より、園日より、給食日よりでも知らせています。乳幼児突然死症候群(SIDS)の知識について、職員に周知しているほか、保護者には入園前の個別面談時に説明のほか、アプリケーション配信で注意喚起を促しています。子どもの午睡中は0歳児は5分、1歳になった子どもは10分、2歳からは30分ごとにチェックをしています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年2回、園医による健康診断、歯科健診を行っています。毎月身体測定を行い、成長曲線、カウプ指数の確認や栄養状態などの確認をしています。子どもの健康に関する記録はミーティング等で職員に伝えています。コロナ禍であることを踏まえ、手洗い、うがいの徹底などに注力しています。日々の歯磨きは職員が指導し、2歳児クラスは職員が仕上げ磨きをしています。子どもにも健康の大切さについて職員が伝えたり、歯科健診の後には歯科医・歯科衛生士から歯磨き指導を受けています。健診結果は保護者にはその日のうちに伝え、必要に応じて受診を勧めています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

食物アレルギーのある子どもは、医師からの「アレルギー疾患生活管理指導表」を保護者に提出してもらい、それに従い除去食を提供しています。提供の際は「保育所におけるアレルギーガイドライン」に沿った対応をしています。除去食の提供の際は一番先に配膳し、職員が隣につきまます。おかわりは栄養士に連絡し、誤った提供をしないよう担当が給食室に受け取りに行っています。職員はアレルギー疾患・慢性疾患について理解しているほか、横浜市から送られてくるアレルギーのヒヤリハットを全職員で共有し注意を促しています。その他対応について園内研修等で共有しています。保護者には、入園時に配付する「重要事項説明書」を通し、アレルギー等への対応をする旨を伝えています。

A-1-(4) 食事

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>
 全体的な計画の中に「食を営む力の基礎」が位置付けられており、それを基にした年間食育計画があり、取組を行っています。食事は規定量で盛り付けをしていますが、子どもの個人差や食欲に応じて、無理強いすることのないような声かけや援助をしています。栽培では子どもと相談をしながらミニトマト、キュウリ、スイカなどを育て、楽しみながら食への興味関心を育てています。収穫したサツマイモは家庭に配ったり、給食でも提供しています。0歳児も大根を引き抜く手伝いをし、七草粥の具材になりました。クッキングは食材の皮むき、干し柿、クッキー作りをしています。例年、2歳児以上クラスで年3回くらいバイキングを実施して楽しんでいます。毎月の献立表は食材の説明、旬の野菜、栄養に関するトピックスなどを掲載し、保護者に園の食事を知ってもらえるように努めています。保育参加時の給食試食はコロナ禍のため中止しています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
 - ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>
 献立は法人の統括栄養士が旬の食材、季節ごとの年中行事、和・洋・中のバランスなども考慮しながら作成したものを使用しています。給食・おやつは手作りにこだわり、和食の出汁は昆布、かつお節等から取り、素材の味を引きだすようにしています。献立には、タイのカオマンガイ、ギリシャのムサカなど世界の料理を取り入れ、その国がどこにあるかなどを子どもたちが知るきっかけとしています。子どもの喫食状況は担任が毎日喫食状況調査をしているほか、栄養士・調理師が保育室を回ったり、バイキングの手伝い時などで子どもたちの様子を見ています。給食会議でクラスや個々の状況を把握しているほか、献立は2週間ごとのサイクルメニューとしているため、盛り付け方、形状、味付けなど次回に速やかに生かすことができます。給食室の衛生マニュアルに基づき毎日の業務の中で衛生管理や事故防止に努めています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
 - ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

「入園・進級のしおり(重要事項説明書)」に園が目指す保育を示しています。今年度はオンライン開催でしたが、年度始めの懇談会で保育の流れや子どもの育ちを説明しているほか、園だよりを始めとする各たよりを通じて理解を得るようにしています。行事ごとのアンケートでも、保育内容についての理解を把握したり、意見や要望を傾聴しています。ICT化を進め、アプリケーション配信で2歳児クラスまでは日々の子どもの様子や健康状態について各保護者と丁寧なやりとりをしています。3歳児以上クラスは保育の様子を写真を添えて配信しています。コロナ禍が続く中、保育参観・参加、運動会、クリスマス発表会を実施しており、園生活の様子の理解を得る機会や、子どもの成長を共有できる機会となっています。動画配信での保育参観も実施しています。保護者の様子で気になる時は面談を行い、子どもの生活の充実を図るよう努めています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
 - ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者と直接顔合わせのできる毎日の送迎時に職員から積極的に声をかけています。話をするときには子どもの成長を一緒に喜んだり、保護者の思いに共感するなど信頼関係を築けるような関わり方を意識し、担任以外の職員とも話しやすい雰囲気作りを心がけています。保護者の様子を見ながら、態度、表情など、保護者のちょっとした変化に気づいた時は、さり気なく悩みや自宅での様子も聞くようにしています。担任が保護者から相談や質問を受けた際、その場で回答ができない場合には園長・主任に報告し、後日あらためて回答をしています。面談をした相談の内容は個別面談記録に残し、相談内容によっては継続的なフォローができるようになっていきます。アプリケーションからの相談はアプリケーションで返すこともあり、臨機応変に対応しています。

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待防止や人権に関するマニュアルがあります。職員はそれを理解し、子どもの権利侵害の早期発見に努めています。家庭での子どもの権利侵害の兆候を見逃さないように登園時に健康観察、親子関係の様子などで状態の確認を行っています。情緒面からも子どもを捉えるようにしています。保護者支援が必要と思われる場合、職員は保護者が心を閉ざさないように、普段から声をかけ、何らかの困難などがあれば話しやすい雰囲気づくりや信頼関係を築くようにしています。子どもの権利侵害を確認した場合には区や横浜市北部児童相談所と連携を図る体制をつくっています。常に状況把握ができるよう、各ミーティングで共有し、対応できるようにしています。また、毎月人権に関するリストに基づくセルフチェックを行い、集計をとって職員間で共有し、意識を高めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年間指導計画や月間指導計画は法人内2園で行う幹部ミーティングをはじめとする様々な会議で互いの疑問点、改善点などを意見交換しています。常に子どもたちが「考える」視点を含む指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら、指導計画に関する職員の自己評価を毎日、週ごと、月ごとと定期的に行っています。職員が立てた年間目標の自己評価は年2回行っています。年度末の園内研修で一人ひとりの保育目標の達成ができたかどうか報告し話し合っているほか、360度評価(他者評価、相互評価、上席評価)を受けることでも保育の改善や、保育の質の向上、意識の向上につながっています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめたり、保護者アンケートの結果を反映して園としての課題とし、保育所全体の自己評価をしています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323